

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

対象事業の計画策定において、環境の保全に係る配慮事項を以下に示す。

1. 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び鶴ヶ島市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものを表 6-1 に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 6-2 に整理した。

表 6-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県 5 か年計画（平成 29 年 3 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県環境基本計画（第 4 次）（平成 29 年 3 月）
	埼玉県広域緑地計画（平成 24 年 7 月）
	生物多様性保全県戦略（平成 20 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	ストップ 温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 4 月）
鶴ヶ島市	第 5 次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）（平成 28 年 3 月）
	鶴ヶ島市都市計画マスタープラン（鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針）〔一部改訂版〕（平成 25 年 3 月）
	鶴ヶ島市国土利用計画（平成 5 年 3 月）
	第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画（平成 25 年 3 月）
	つるがしま緑のまちづくり計画（平成 10 年 3 月）

表 6-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県 5 か年計画 — 希望・活躍・うるおいの 埼玉 — (平成 29 年 3 月)</p>	<p>平成 29 年度からの 5 か年計画であり、3 つの将来像と全体計画として 11 の宣言を挙げている。また、分野別施策及び地域の施策展開を挙げている。</p> <p>【3 つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望と安心の埼玉 ・活躍と成長の埼玉 ・うるおいと誇りの埼玉 <p>【宣言と取組】（本事業に係る項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼ぐ力の向上 <p>国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。</p> <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業の育成と企業誘致の推進 先端産業や今後成長が期待される産業の誘致 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 <p>【地域別施策（川越比企地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道と関越道が結節する利点を生かし、市町村や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「先端産業の集積に向けた農業大学校跡地の活用検討」等を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・入居企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。

表 6-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。
<p>埼玉県環境基本計画（第 4 次） (平成 29 年 3 月)</p>	<p>5 つの長期的目標と、20 の施策展開の方向が示されている。</p> <p>【長期的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切にす循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・対象事業実施区域内の湧水の保全については、雨水浸透施設を設置するとともに、雨水排水暗渠の設置の検討を行う。 ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。

表 6-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県広域緑地計画 (平成 24 年 7 月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核」をいかす ・「緑の拠点」をつくる ・「緑の形成軸」でつなぐ <p>【地形別の配慮事項（台地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。
<p>生物多様性保全県戦略 (平成 20 年 3 月)</p>	<p>県内の生物多様性を守るための平地、丘陵、山地などにおける生物多様性保全の考え方が示されている。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近でできる生物多様性保全 ・人の活動によって生まれた生物多様性 ・生物多様性保全のための基本的考え方 ・野生生物の生息・生育場所の保全・創出 ・野生生物の生息・生育場所をつなげる取組 ・希少種を保護増殖する取組 ・保護活動を活発にする取組 ・個々の活動を広げ、連携する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。
<p>埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。なお、対象事業実施区域及びその周辺は「山地・丘陵区域」に属し、鶴ヶ島市全域が特定課題対応区域に指定されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、入居企業に対して働きかける。

表 6-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版) (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。 【削減目標】 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21%削減する。 【7 つのナビゲーション】 ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全 (CO₂吸収源対策) ・低炭素社会への環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス (CO₂) の吸収源対策として、対象事業実施区域内に現存する樹林を極力残すとともに、敷地境界には樹林による環境施設帯を整備する。 ・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>県内の産業廃棄物処理に関連して、本県が目指す「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向けて目標値が示されている。 【目標値 (産業廃棄物)】 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 17 万 5 千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 ・入居企業の事活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。
<p>第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29~H33) (平成 29 年 4 月)</p>	<p>圏央道インターチェンジから概ね 5km の範囲内に位置する対象事業実施区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。 【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る [周辺環境との調和] ・埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。 [乱開発の抑止] ・開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。

表 6-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第5次鶴ヶ島市総合計画 後期基本計画 (平成28年3月)</p>	<p>鶴ヶ島市は「鶴ヶ島は 元気にする～明日につながる活力のまち支えあう安心のまち～」を将来像として、「快適に暮らせるまち」の方向のもと、身近な自然環境が確保され、公園、道路、排水などの生活環境が整備された、市民誰もが快適に暮らせるまちを目指している。また、「都市と農村の調和」の土地利用構想のもと、都市基盤の整った居住空間と身近に残る自然を活かし、快適に暮らせるまちを目指すとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。
<p>鶴ヶ島市都市計画マスタープラン (鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針)〔一部改訂版〕 (平成25年3月)</p>	<p>南西部・圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区は、川越業務核都市基本構想との整合及び、自然と産業が調和した土地利用を図る。このうち、川越業務核都市基本構想の業務施設集積地区は、圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入居企業については、今後、決定する。
<p>鶴ヶ島市国土利用計画 (平成5年3月)</p>	<p>土地基本法の理念を踏まえ長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、平成5年3月に策定された。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の有限性を勘案し、人口の増加、都市化の進展、経済・社会諸活動の拡大等の動向を考慮し、適切かつ計画的な土地利用を進める 全体として調和のとれた、ゆとりある市土の利用が図られるよう留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。

表 6-2(6) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2期鶴ヶ島市環境基本計画（平成25年3月）</p>	<p>鶴ヶ島市は「里山と小川 風と緑と生きものと共に生きるまち」を環境像として、4つの基本目標と各目標に対応した施策展開の方向が示されている。</p> <p>1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる。 緑地の減少を防ぐとともに、まちなかに緑を取り戻す取り組みが必要</p> <p>2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる。 大量生産、大量消費、使い捨て型のライフスタイルの見直し、自然の恵みを活かした循環型のライフスタイルへの転換が必要。</p> <p>3.安心して暮らせるまちをつくる。 公害を未然に防止することが重要であり、水質や騒音・振動等については事業者の活動の影響は大きい。</p> <p>4.人の交流の豊かなまちをつくる。 地域の環境をよく知り、より良い地域環境を作っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・対象事業実施区域内に緑地を整備する。 ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 ・入居企業の事活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。 ・入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。・大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・湧水の保全については、雨水浸透施設を設置するとともに、雨水排水暗渠の設置の検討を行う。 ・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。
<p>つるがしま緑のまちづくり計画（平成10年3月）</p>	<p>地域別緑のまちづくりプランの地域区分「南西部地域」における主な取組として、農業大学校周辺の雑木林などの樹林地を積極的に保全すること等を挙げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用する計画である。

表 6-3 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	○	
		ふるさとの森	×	○	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×			
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利用	都市地域		○	○	都市計画法
		市街化区域	×	○	
		市街化調整区域	○	○	
		その他の用途地域	×	○	
	農業地域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
		農用地区域	×	○	
	森林地域		○	○	森林法
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林		○	○		
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例
			×	○	川越市文化財保護条例
			×	×	狭山市文化財保護条例
			×	×	坂戸市文化財保護条例
			×	○	日高市文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	○	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		

2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域(対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲)の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布を表 6-4 に示す。

表 6-4 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域での該当の有無	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、項目によって環境基準を達成していない地域が分布する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	対象事業実施区域及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布する。	○
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	対象事業実施区域及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。	△
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等を行わない。	○
	重要な地形、地質及び自然現象	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	対象事業実施区域及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。	○
	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	対象事業実施区域及びその周辺には点在する。	○
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	周辺地域には鶴ヶ島市運動公園があり、人が自然とふれあう場が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には鶴ヶ島市運動公園があり、水辺や公園等の身近な緑が分布する。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地(神明遺跡等)が分布する。	○
	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
放射線物質の拡散・流出による影響	対象事業実施区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×	

注) ○ : 対象事業実施区域が該当する

△ : 対象事業実施区域は該当しないが周辺地域は該当する

× : 調査対象地域(対象事業実施区域及びその周辺)地域は該当しない

3. 対象事業の立地回避が困難な理由

3.1 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC に隣接しており、平成 29 年 2 月に圏央道茨城県区間が開通し東名高速道路から東関東自動車道まで接続されたことにより交通の利便性が高い地域である。

また、北側の圏央鶴ヶ島 IC 出口付近には、対象事業実施区域を一部横断するように、都市計画道路川越鶴ヶ島線、南側の市道 304 号線並びに本対象事業実施区域の一部を含めた形で都市計画道路日高川越鶴ヶ島線が計画されており、対象事業実施区域の交通の利便性がさらに向上する。これらのことから、対象事業実施区域は高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用土地の有効活用のポテンシャルが高い地域といえる。

3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

対象事業実施区域は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。鶴ヶ島市は「鶴ヶ島市都市計画マスタープラン」（平成 25 年 3 月）において、対象事業実施区域及びその周辺を圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を進めていることから変更は困難である。

4. 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

現時点において、前掲表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、対象事業による影響の回避又は低減措置について検討を行った。

検討結果を表 6-5 に示す。

表 6-5 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	対象事業実施区域の敷地境界付近や工事用車両等の運行ルートには住居等の保全施設が分布しているため、これら保全対象施設への影響の回避又は低減に努める。 また、対象事業実施区域及びその周辺の湧水への影響の回避又は低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、現在の樹林地を極力残存させるとともに、事業に際しては周辺の樹林との連続性を持たせる。また、緩衝緑地帯も整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、対象事業実施区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	対象事業実施区域内の植栽や建物の色彩等の周辺景観との調査に努め影響への回避又は低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、樹林地の保全や外周緑地の整備に努める。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として各進出企業に対して、積極的な緑化を促す。温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制に努める。	特になし
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	今後、一般大気中の放射性物質が高くなる場合には、必要に応じて影響への回避又は低減にと努める。	特になし